

令和8年度

部活動規定

三重県立上野高等学校

上野高等学校 部活動運営方針

1 活動日

(1) 通常の活動日について

- ① 通常は1週間のうち1日は休養日を設定する。(土・日曜日の1日)
- ② 公式の試合やコンクール、他校や地域等と合同で練習・活動等を行うため、週休日が連続して活動日となる場合には『部活動報告』に休養日として振り替えた日を(できる限り同一週に)記載する。

(2) 長期休業中の活動日について

- ① 長期休業中の活動は半日で休業日数の4分の3以内とする。(泊を伴う遠征や合宿を含む。)ただし、年末年始休み(12/29~1/3)は特別な理由がない限り活動しない。
- ② 顧問と部員で相談し、『休業中の活動計画』を生徒指導係に提出し許可を受ける。ただし、顧問は休業中の学習時間が確保できるよう配慮すること。
- ③ 公式戦等がある場合は、活動計画を提出の際に、大会要項等を教頭と生徒指導の部活動係まで提出すること。

(3) 考査発表・考査中の活動日について

- ① 原則、部活動は行わない。ただし、考査期間から2週間以内に公式試合やコンクール等がある場合は、顧問からの『特別活動許可願』により次②~④により「特別練習」を認める。届出は特別練習の1週間前までに生徒指導係に提出し許可を受ける。
- ② 特別練習は公式試合やコンクール等の2週間のうち平日のみ7日以内とする。
- ③ 期間中に週休日が二度ある時は、どちらか一方の週休日のみ活動できる。
- ④ 原則、顧問の管理のもとおこなう。

2 活動時間

(1) 平日の活動時間について

- ① 部活動は原則、18時15分までとする。なお活動終了後45分を越えて学校に残らない。ただし、考査中の特別練習(準備時間30分・片付け30分は別に設けてよい)は1時間30分を限度とする。

(2) 休日の活動時間について

- ① 部活動時間は原則半日とし、午後の活動終了時間は18時15分までとする。
- ② 公式の試合やコンクール、他校や地域等と合同で練習・活動等を行う場合には、『部活動報告』に必要事項を記載し延長することができる。
- ③ 県外活動等の特別な場合は、活動計画等を教頭まで提出、報告すること。
- ④ 登下校時の服装は、各部活動で統一されたものでもよい。

(3) 体育館の使用について

- ① 体育館使用規定に随う。
- ② 活動日および活動時間を体育館使用の部活動で決める。

※部活動報告は9月・3月に教頭までファイルの形で提出することとするが、部員や保護者等から説明を求められた時には速やかに説明できるように整理しておくこと。

※定時制の活動は全日に準ずる。

3 合宿(遠征合宿を含む)

- ① 長期休業中すべてで8泊を超えないものとする。
- ② 合宿を行う場合は、顧問は参加生徒の保護者に対して、合宿計画の概要を通知するとともに保護者の承諾を文書により受理する。

4 部活動・同好会の昇降格規定

(1) 部活動から同好会への降格規定について

下記のうち1つでも当てはまる項目がある部活動については、部活動係からの審議提案を受け、顧問会議で審議し、職員会議で決定する。同好会への変更を含む。

- ① 考查期間中や休業中を除き、活動しない日が1ヶ月以上続いた。
- ② 部員2名以下の状態が2名以下になった時点から1ヶ月以上続いた。
- ③ 部室の管理、予算の執行などについて部活動係から1年間に3回以上の警告を受け、なおかつ改善が見られない場合。

※この廃止規定は部活動をより明確かつ活発にし、また部活動予算の有効利用を目的とするものであり、部活動を不当に制限するものではない。

(2) 同好会から部活動への昇格規定について

- ・同好会の活動について、3年以上継続し、同好会顧問より昇格希望を受けて、年度末の部顧問会議に提案を行い決定する。

5 同好会の成立・廃止規定

(1) 同好会の成立について

同好会は『同好会承認請願書』を生徒会に提出し、議会で3分の2以上の賛成をもって成立する。ただし、以下の条件を満たしているものに限る。

- ① 3名以上の同好者を持って申請する。
- ② 本校職員の顧問を置かなければならない。
- ③ 活動場所は原則として校内に限り、かつ現在の部活動に支障がないこと。
- ④ 部活動援助費は受けられない。

(2) 同好会の廃止規定について

- ・部活動から同好会への降格規定に準じ、年度末の部顧問会議に提案を行い決定する。